

平成29年4月

前回、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「くるみん認定」等の基準の見直しを行う予定で、意見募集（パブリックコメント）が行われていることをご紹介しましたが、平成29年4月から新しい認定基準が適用されています。今回は、この新認定基準等についてご紹介いたします。

新しい「くるみん」マーク

「くるみんマーク」は、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たして、厚生労働大臣の認定を受けた企業が、商品や広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできるマークです。

新しい「くるみんマーク」は、今年4月1日以降に、新基準の下で認定を受けた企業が使用できるものです。新しいマークでは、各企業の最新の認定取得年を表記することで、直近でいつ認定を取得したのかが分かるようにしたことに加え、「子育てサポートしています」と記載することで、子育てサポート企業の目印であることが一目で分かるようにしました。取得回数に応じて星の数が増えていくことと、明るさ・優しさ・暖かさを表現したピンクのカラーは、これまでと同様です。

<新しい「くるみん」マーク>

<従来のくるみんマーク>



「くるみんマーク」は、平成28年12月末時点で2,634社が認定を受けています。

さらに平成27年4月より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組みを行っている企業を評価しつつ、継続的な取組みを促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。平成28年12月末時点で108社が認定を受けています。

プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組みを行っている企業であることをアピールできます。






<「プラチナくるみん」マーク>



新しい認定基準

くるみん認定・プラチナくるみん認定は、平成29年4月から新しい認定基準が適用されています。子育てサポート企業を多方面より評価する認定基準に生まれ変わりました。

<認定基準等の主な改正ポイント>

 <h4>労働時間の基準を追加</h4> <p>法定時間外労働時間等の実績に係る基準が新しくなりました。</p> <p>くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満 ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロの2つの基準を満たす必要があります。</p>	 <h4>プラチナくるみんの公表事項を追加</h4> <p>公表事項に、労働時間数の実績が追加されました。</p> <p>プラチナくるみんについては、 ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間 ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数が、公表事項に追加されます。</p>
 <h4>男性育休取得率はより高い目標へ</h4> <p>男性育休取得率の認定基準が、「1人以上」から「7%以上」になりました。</p> <p>企業の子育てサポートには、男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は7%以上と、より高い基準となりました。</p>	 <h4>育休以外の男性の育児も評価</h4> <p>男性の育休取得率にかえて、育児目的休暇取得等でも認定基準を満たすことができるようになりました。</p> <p>男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上かつ育児休業取得者1人以上」の場合も基準を満たすことができるようになりました。</p>
 <h4>「関係法令に違反する重大な事実」の範囲を拡大</h4> <p>対象企業に労働関係の法令違反がないか、より厳しく確認するようになりました。</p> <p>「関係法令に違反する重大な事実がないこと」という認定要件に、「労働基準関係法令の同一条項に複数回違反」等が追加され、対象企業の法令違反を、より厳しく確認するようになりました。</p> <p>※対象となる「関係法令」については、えるほし認定制度、ユースエール認定制度共通となります。</p>	

なお、認定基準の全体詳細は、厚生労働省のホームページで閲覧できます。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060